

指定管理者更新に係る検証シート

1 施設及び指定管理者の概要

施設名	テクノプラザ愛媛	施設所管課	経済労働部産業支援局産業創出課
設置年月日	平成3年4月1日	耐用年数	50年
現指定管理者の名称	公益財団法人 えひめ産業振興財団	現指定期間	平成31年4月～令和6年3月(5年間)
これまでの状況	第1期:平成18年4月～平成21年3月(3年間)、第2期:平成21年4月～平成26年3月(5年間)、第3期:平成26年4月～平成31年3月(5年間)		

2 検証のための指標の推移

(1) 利用者数

	平成17年度 (制度導入前年度)	平成30年度 (現指定期間前年度)	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用者数	30,872 人	40,796 人	37,418 人	24,079 人	26,130 人	32,897 人 (19,800 人)
対制度導入前年度比			121.2 %	78.0 %	84.6 %	106.6 %
対現指定期間前年度比			91.7 %	59.0 %	64.1 %	80.6 %

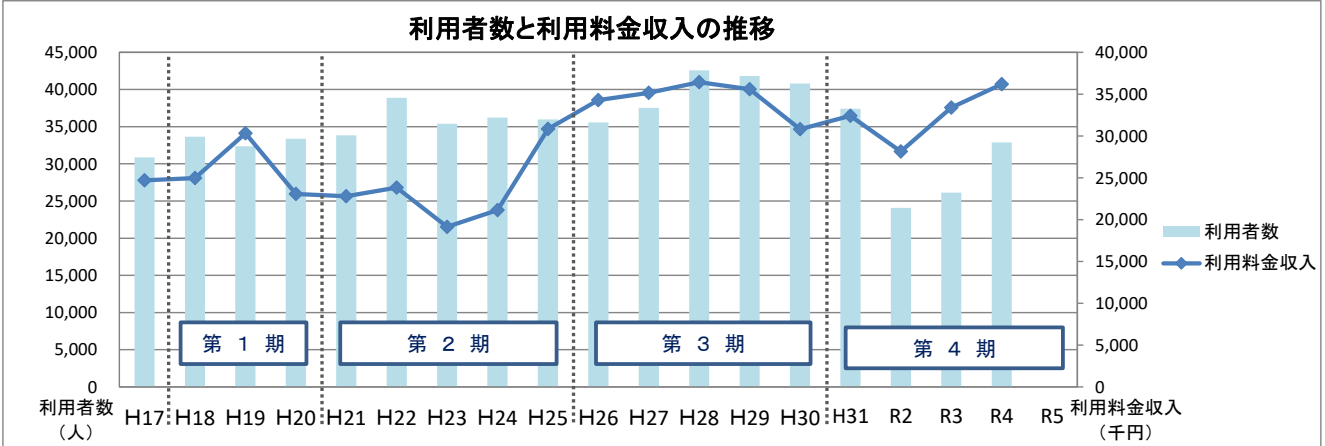
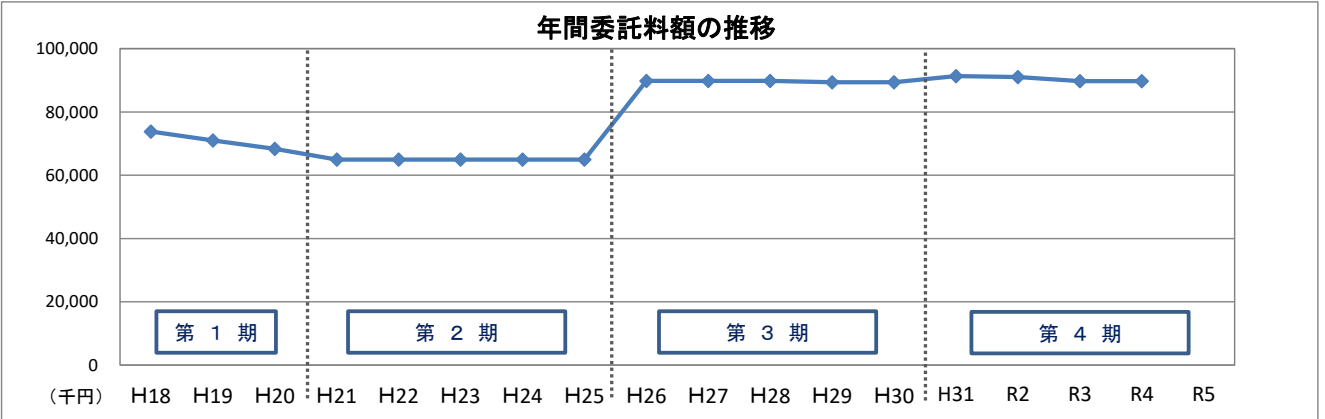
(※) 令和4年度については、上段に年間見込数を、下段()内には令和4年10月末までの実績数を記載。

(2) 収支状況

	平成30年度 (現指定期間前年度)	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度※1
収(入) A	133,795 千円	173,742 千円	288,597 千円	126,839 千円	128,520 千円
委託料	89,399 千円	91,122 千円	91,055 千円	89,731 千円	89,731 千円
委託料(補正予算対応額)※2	— 千円	199 千円	— 千円	— 千円	— 千円
利用料金収入	30,799 千円	32,419 千円	28,156 千円	33,379 千円	36,188 千円
その他の収入	13,597 千円	50,002 千円	169,386 千円	3,729 千円	2,601 千円
支(出) B	123,489 千円	164,400 千円	275,861 千円	110,397 千円	115,654 千円
収(A) - 支(B)	10,306 千円	9,342 千円	12,736 千円	16,442 千円	12,866 千円

(※1) 令和4年度については見込み額を記載。

(※2) 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、補正予算で増額した委託料を記載



(3) 経費削減のための主な取組み（平成31年度～令和4年度）

- インキュベート・ルーム及び会議室等の照明の一部LED化により、電気代の削減を図った。
- サイボウズを導入し、供覧文書を電子化することで印刷に係る経費の削減を図った。
- 冷暖房を貸館の利用時間に合わせてこまめにOFF/ONし(スケジュール運用+人による臨機応変な対応)、燃料費の削減を図った。

(4) サービス向上のための主な取組み（平成31年度～令和4年度）

- 職員の研修(インキュベーションマネージャー養成研修、指定管理従事者研修、消防訓練)
- リーフレット、各種調査の成果物など産業資料の配布や館内への配置による情報提供機能の充実
- 隣接する県産業技術研究所との連携による入居者への技術的支援、館内に設置されているビジネス・サポート・オフィスやよろず支援拠点との連携による相談支援
- 利用者の利便性が高まるようレストラン機能を持った、食に関するインキュベート・ルームの設置
- 利用者アンケートの実施
- 会議室等のWi-Fi環境整備

(5) コロナ禍における感染対策や利用者確保のための主な取り組み

- 手指消毒と検温が一度にできる機器の設置
- 30分に一度の換気
- 通用口や排気口の常時開放
- 定期的な消毒作業(手摺、ドアノブ、机・椅子等)
- 上記項目をデジタルサイネージ等に掲載し、感染対策を周知

3 次期更新に向けての評価等

(1) 現指定期間における指定管理者制度の導入効果の検証

利用拡大の観点（利用者数、利用料金収入）	現指定期間において、令和2年度及び3年度の利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響等により、指定管理者制度導入前の利用者数を下回っているが、令和4年度は同制度導入前の利用者数と同水準まで回復する見込みである。 また、利用料金収入については、令和2年度は減少したものの、以降は増加傾向にあり、指定管理者制度導入前の水準を上回っていることから、指定管理者制度導入により一定の効果は得られている。
効率化の観点（経費削減）	指定管理者制度導入前の委託料(H17年度120,580千円、テクノプラザ愛媛と旧産業情報センターの合算額)よりも現在の委託料の方が減少しており(約74%)、施設の効果的な運営がなされていること、経費削減効果があったことが認められる。
利便性・県民サービス向上の観点	現指定期間において、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は減少したものの、令和4年度は同制度導入前の利用者数と同水準まで回復する見込みであり、コワーキングスペースの運用開始や会議室等のWi-Fi環境整備など、新たなニーズに対応するための取組の効果があったものと考えられる。また、インキュベートルーム・ブレインキュベートルームも概ね80%を超える高い入居率で推移しており、こちらについても入居者の意見も取り入れた柔軟な運用など、指定管理者制度導入による効果があったと認められる。
その他の観点から（前指定期間と比較して特筆すべき成果、利用者等の安全性の確保、収入確保に向けた取組みの状況（広告事業等）、その他協定の履行状況など）	指定管理者であるえひめ産業振興財団は、中小企業支援法に基づく都道府県中小企業支援センターとして、創業や経営基盤強化支援に総合的に取り組む公益法人で、施設の設置目的や機能に合致した適正かつ明確な基本理念、基本方針を有しており、公の施設としての設置目的に沿って公平・公正な運営がなされている。 また、コロナ禍においても、利用人数の制限や適切な感染症対策が講じられており、利用者の安全性は確保されている。 その他、指定期間中、利用者及び近隣住民からの苦情等も特に見られなかった。

(2) 次期更新に向けての方針及びその説明

指定管理者制度導入前の委託料(H17年度120,580千円、テクノプラザ愛媛と旧産業情報センターの合算額)よりも現在の委託料の方が減少している(約74%)こと、新型コロナウイルス感染症の影響を除けば利用者数及び利用料金収入が年々増加傾向にあること等、指定管理者制度導入による効果が認められるため、令和6年度以降も引続き、指定管理者制度による施設運営を継続する方針とする。
また、施設完成から30年以上が経過しており、経年劣化により設備の更新が見込まれる。指定管理者では対応できない部分もあるため、大規模な修繕が必要な場合には、県及び指定管理者で協議の上、適切に対応する。